

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		用排水施設等整備事業

1 趣旨

- かんがい排水事業（一般型）： 農業用水の安定確保及び農地の排水条件改善を図るため、農業用排水施設の整備を行う。
- かんがい排水事業（排水灌漑型）： 転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、排水施設の整備を行う。
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業： 基幹農業水利施設の機能保全対策を推進するため、機能診断や劣化状況調査を行うとともに、必要な対策工事を実施する。
- 県単基幹水利施設整備事業： 国庫補助事業を補完して、基幹農業水利施設を計画的に修繕・更新する。
- 県単基幹水利施設緊急修繕事業： 基幹農業水利施設の老朽化に伴う故障・事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧を行う。

2 事業概要

農業用排水施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水路、排水樋門等）の整備、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事の実施、突発的事故等への対応。

事業の種類	実施要件	負担率 (%)		
		国	県	他
かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。ほ場整備等の区画整理を含む事業に関連する地区等にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25
かんがい排水事業（排水灌漑型）	降雨時に排水施設の能力不足により湛水が生じる水田、又は常時地下水位が高い水田の面積が50%以上であること。受益面積20ha以上、かつ末端支配面積5ha以上。	50	25	25
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25	25
県単基幹水利施設整備事業	国庫補助事業（県営かんがい排水事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）の実施要件に準ずる。		75	25
県単基幹水利施設緊急修繕事業	国営事業で造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設。		75	25

()：畑地かんがい

3 事業実施主体

県

4 当初予算額

- ・かんがい排水事業（一般型）[1地区] : 118,057千円
- ・かんがい排水事業（排水灌漑型）[2地区] : 323,605千円
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業[4地区] : 62,323千円
- ・県単基幹水利施設整備事業 : 5,100千円
- ・県単基幹水利施設緊急修繕事業 : 7,140千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		淡水化代替水源対策事業
<p>1 趣旨 平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。 斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。</p>		
<p>2 事業概要 (1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び旧斐川町の農業水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市 完了予定年度：平成27年度</p> <p>(2) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成39年度</p>		
<p>3 事業実施主体 ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・出雲市 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・県</p>		
<p>4 当初予算額 ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・191,300千円 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・1,500千円 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・17,741千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																					
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																					
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																					
事務事業名		一般農道等整備事業																																					
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																					
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																					
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理																																					
事務事業名		広域営農団地農道整備事業																																					
<p>1 趣旨</p> <p>農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。</p>																																							
<p>2 事業概要</p> <p>農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域農道整備 交付金事業</td> <td>①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、 地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道 と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上</td> <td>62.5</td> <td>27.5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>基幹農道整備 事業</td> <td>①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般農道整備 事業</td> <td>①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>農道保全対策 事業</td> <td>①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理され ているもの</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ふるさと農 道整備事業 (県単事業)</td> <td>①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha) 以上(農道保全是受益面積50ha以上)</td> <td>—</td> <td>90 ※農道保 全は75</td> <td>10 ※農道保 全は25</td> </tr> </tbody> </table> <p>() : 過疎地域等</p>					事業の種類	実施要件	負担率(%)			国	県	他	広域農道整備 交付金事業	①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、 地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道 と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上	62.5	27.5	10	基幹農道整備 事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10	一般農道整備 事業	①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10	農道保全対策 事業	①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理され ているもの	50	25	25	ふるさと農 道整備事業 (県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha) 以上(農道保全是受益面積50ha以上)	—	90 ※農道保 全は75	10 ※農道保 全は25		
事業の種類	実施要件	負担率(%)																																					
		国	県	他																																			
広域農道整備 交付金事業	①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、 地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道 と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上	62.5	27.5	10																																			
基幹農道整備 事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10																																			
一般農道整備 事業	①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10																																			
農道保全対策 事業	①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理され ているもの	50	25	25																																			
ふるさと農 道整備事業 (県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha) 以上(農道保全是受益面積50ha以上)	—	90 ※農道保 全は75	10 ※農道保 全は25																																			
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																																							
<p>4 当初予算額</p> <table> <tr> <td>I-2-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹農道整備事業</td> <td>(3地区)</td> <td>:</td> <td>178,798</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般農道整備事業</td> <td>(2地区)</td> <td>:</td> <td>255,593</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>農道保全対策事業</td> <td>(0地区)</td> <td>:</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>ふるさと農道整備事業</td> <td>(16地区)</td> <td>:</td> <td>763,196</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>II-5-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道整備交付金事業</td> <td>(2地区)</td> <td>:</td> <td>1,036,668</td> <td>千円</td> </tr> </table>					I-2-1					基幹農道整備事業	(3地区)	:	178,798	千円	一般農道整備事業	(2地区)	:	255,593	千円	農道保全対策事業	(0地区)	:	0	千円	ふるさと農道整備事業	(16地区)	:	763,196	千円	II-5-1					広域農道整備交付金事業	(2地区)	:	1,036,668	千円
I-2-1																																							
基幹農道整備事業	(3地区)	:	178,798	千円																																			
一般農道整備事業	(2地区)	:	255,593	千円																																			
農道保全対策事業	(0地区)	:	0	千円																																			
ふるさと農道整備事業	(16地区)	:	763,196	千円																																			
II-5-1																																							
広域農道整備交付金事業	(2地区)	:	1,036,668	千円																																			

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		地すべり対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>【地すべり対策事業】 島根県は全県域が特殊土壌地帯に指定されており、農地地すべり危険地が544箇所（平成24年3月現在）存在している。 本事業は、地すべり等防止法第3条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより、地すべり被害から農地や農業用施設などを守り、農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】 県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地表水排除工・・・・・・・・・・承・排水路 地下水排除工・・・・・・・・・・水抜きボーリング、集水井 斜面改良工・・・・・・・・・・排土、押え盛土 抑止工・・・・・・・・・・抑止杭、アンカー <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(補助事業分) 国1/2、県1/2 ・(県単独分) 県10/10 <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県10/10 		
3 事業実施主体		県
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策事業（補助事業分）・・・・18地区： 614,415千円 <li style="padding-left: 100px;">（県単独分）・・・・6地区： 230,561千円 ・農地地すべり防止施設長寿命化事業・・・・8地域： 80,000千円 		

【農地整備課】

【その他事業】

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農地・農業用施設等整備事業				
団体営農業体 質強化基盤整 備促進事業	71,500千円	経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産促進に係るきめ細かな農業生産基盤の整備を支援する。 負担率： ・国50(55)%、県10(15)%、その他40(30)% ()は過疎地域等 ・定額(簡易な区画整理、暗渠排水)	市町村 土地改良区等	
県単農地有効 利用支援整備 事業	82,400千円	耕作放棄を未然に防止するため、国庫補助事業の対象にならない簡易な基盤整備を支援する。 負担率：県50%、その他50%	市町村 土地改良区	
国営事業完了地区等対策促進事業				
干拓農地売渡 促進への支援	8,581千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費について助成する。	しまね農業振興公社	
国営事業完了 地区等への支 援	220千円	国営農地開発地及び干拓地における大規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジョンに基づいた実践活動を行う。	県	
直轄事業負担 金「主要事業」 掲載負担金以 外	373,840千円	国営中海土地改良事業及び特定中山間保全整備事業の負担金並びに過去に実施された国営農地開発事業や国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。	県・市町	
国営造成施設管理事業				
基幹水利施設 管理事業	15,451千円	国から県・市に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市40% ()：地盤沈下地帯	県・市	
国営造成施設 管理体制整備 促進事業(管 理体制整備型)	45,018千円	農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町25%	【計画更新(策定)事業】 県 【推進活動事業】 県 【強化支援事業】 市町	

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ため池等整備事業				
県営ため池等整備事業	18,900千円	受益面積：概ね10ha以上(離島5ha以上) 総事業費：概ね8,000千円以上 決壊の恐れのある農業用ため池の改修等 負担率：内地 国50%、県33%、他17% 離島 国52%、県35%、他13%		県
農村災害対策整備事業	59,850千円	受益面積：概ね2ha/箇所以上 総事業費：概ね100,000千円以上 決壊の恐れのある農業用ため池の改修等 負担率：内地 国50%(55%)、県未定、 他未定 離島 国50%(60%)、県未定(31%) 他未定(9%) ()：は地域要件による嵩上		県
震災対策農業水利施設整備事業	86,100千円	<u>耐震性点検・調査計画事業</u> 防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上 大規模地震発生のおそれのある地域における、農業用ため池の耐震性の点検・調査 負担率：国50%、県25%、他25% <u>震災対策ため池整備工事</u> 大規模：防災受益面積7ha以上、かんがい受益面積2ha以上かつ農外想定被害額3億円以上 小規模：防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上 現況堤体が耐震性を有していない農業用ため池の改修等 負担率：内地：大規模 国55%、県32%、他13% 内地：小規模 国50%、県33%、他17%		県

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
県営農業用河川工作物応急対策事業		215,670千円	総事業費：概ね100,000千円以上 (離島にあつては50,000千円以上) 改善処置が必要とされた農業用河川工作物の改修 負担率：国55%、県37%(39%)、 他8%(6%) ()：離島	県
団体営農業用河川工作物応急対策事業		12,520千円	総事業費 ：概ね8,000千円以上100,000千円未満 改善措置が必要とされた農業用河川工作物の改修 負担率(5千円以上)：国50%、県42%、他8% (5千円未満)：国50%、県32%、他18%	市町村
防災ダム管理及び保守事務事業				
防災ダム事業		21,000千円	受益面積：概ね100ha以上 洪水調節用のダムの更新整備 負担率：国55%、県39%、他6%	県
海岸保全施設の整備				
農地防災施設長寿命化事業		67,800千円	老朽化した海岸保全施設の修繕 負担区分 ・ 県10/10	県